



刊一第 行兼編執人 川崎文治 本社下町番地(電話六三〇番) 印刷所 常盤毎日印刷所

青年論議 (一) 愛讀者 拍手の聲堂を撼がす轟に傲然たる青年たゞ悄然として亦辯する所を知らず。一青年あり壇上に現はれ、論じて曰く、若し人間一般の傾向を以て事實となし、事實を基礎として理屈を立てることならば、吾等甘きを食ひ、安きを求むるをも亦自然の事實なるが故に其儘に之を放任する可きなりや。乙青年復た壇上に立ちて辯じて曰く、否、社會は人間の共同生活なり、學問の發達藝術の進歩一として

共同生活の賜ならざるなれど、共同生活をなさんと相互に譲歩和合せざるべからず。道徳は即ち此道を教ふるものなり。されば社會に生活するもの必ず道徳に従はざるべからず、道徳に従はざれば社會は一日も維持すべからざるなり、果して然らば道徳に従ふは、苟も社會に生活せんことを希望する者の當然務むべき所にあらざるや。其言眞實にして毛頭疑ひを挾むの餘地なし。猶甲青年問ふて曰く、然りと雖も倫理に従ふと否とを吾人の自由のみ、従はざるべからずといふ論據何處にある、

Advertisement for printing services: 活版印刷の御用命を願致します 所刷印日每警常 五三町橋長町平 (番〇三六話電)

Advertisement for 'Horiwa' (昭和今春の流行行) featuring hats and clothing. Includes '加藤營業所' (Kato Business Office) and '鶴屋洋品店' (Tsuruya Yohin-ten).

Advertisement for 'Kagura' (加工場新設 ガラスは) and 'Shimayama' (シバヤマ) glass products. Lists various types of glassware and their prices.

Advertisement for 'Goyu' (古油) products, including soy sauce, vinegar, and oil. Features the 'Goyu' logo and lists various food items.

Advertisement for 'Abe' (阿部裁縫塾) tailoring school. Includes illustrations of men in suits and text about learning to sew and make clothes.

Advertisement for 'Shimizu' (鹽屋山崎合名社會) products, including various oils and food items. Lists the address and phone number.

Advertisement for 'Abe' (阿部) medical clinic, specializing in urology and dermatology. Lists the address and phone number.

Advertisement for 'Matsukura' (松村) hospital, specializing in internal medicine and surgery. Lists the address and phone number.

Advertisement for 'Yatsumoto' (ヤトモツマ) nursery, specializing in various types of plants and flowers. Lists the address and phone number.

Advertisement for 'Shimizu' (山邊) pharmacy, specializing in various medicines and health products. Lists the address and phone number.

### 平町側提出準備書面 (三)

## 確固たる平町の水利權握把を立證

(第二) 上野原江筋は原告の營造物なり

一、原告が上野原江筋(取入口より熊ノ崎地點迄)は原告の營造物なりと主張するは既に提出したる準備書面に於て述べたる如く一、江筋は原告の水道線路なること、二、水道線路は水道設備の重要な部分を爲し布設者の管理維持に属するを原則とすべきこと、三、原告は江筋を水道線路に適する様改築修理し爾來江筋組合より何等の指圖干渉を受くることなく之を管理維持し來りたること、四、甲第八號證の一、二に依るも明なる如く江筋組合に於ても原告の管理維持權を認むるものなること等の事實に基くものなり即ち以上の事實を通観綜合するときは原告は甲第一及二號證の契約に依り江筋の管理維持權を有するものなりと謂ふに在り然るに被告は其第二準備書面第二項に於て如上の事實中各個の事實を採り來り之に依りては江筋は原告の營造物に非すと主張するも是被告が原告の主張を誤解したるに非されば強て原告主張の基礎事實を分離して觀察し故意に其全部を通観することを爲さざるもにして其主張は理由なし

二、被告及び參加人は甲第一號證第五項は「平町は第一項の水量を引用するの外上野原江筋に對し他に權利を有せざるもの」とす」の規定を援用し原告は單に江筋を使用する權利を有するに止まり之が管理維持を有するものに非すと主張す然れども同規定は原告が一、三個の上水を引用する目的以外に江筋を利用せざることを明白にせんとしたるものにして過ぎす即ち原告は江筋を他の目的に使用し又は一、三個以上の上水を引用せざることを規定したるものにして原告に管理維持權なきことを規定したるものに非す同證第四項の「水源地より大字上好間熊ノ崎分水地點に至る迄用水路の修繕は平町の負擔とす」との規定は原告の義務の方面より立言したるものなるも同時に亦同證第二項の規定に從ひ原告が改築したる江筋は熊ノ崎に至る迄其修繕維持事務は原告に歸屬し組合は之に關與せざること即ち原告は江筋の管理維持の義務を負ふと共に之が權利を有することを定めたるものなることは甲第二號證と對照し更に甲第八號證の一、二と併せ考察するときは極めて明白なり更に之を原告が江筋を管理維持し來り組合は何等之に關與せざりし現實の事態に徴するときは甲第一號證第五項の規定は原告主張の如き趣旨なることを首肯するに餘あるべし

三、被告は「尚上野原江筋に於て水の引用を爲しつゝあるものは獨り原告のみに非して磐城炭礦株式會社も同江筋より飲料水を引用するものにして其引水に當りては同江筋の水路の漏水止其の他の工事を爲したること原告と同様にして從て原告主張の如く補修したる水路は凡て原告の管理する所と爲せば上野原江筋水路は之等引水者の管理する所となり、江筋組合は自らの用水路に付何等の管理權を有せざるものと言はざるべからず」と主張す(被告第二準備書面第二項第三款)然れども磐城炭礦株式會社は組合より江筋の流水分與を受け之を飲料に供し居るものにして原告の如く江筋を使用して流水を引用するものに非す同會社が江筋の用水路を補修したることありとするも是緊要欠くべからず

らざる飲料水の欠乏を事實上防止せんか爲め好意上爲したるものに外ならざれば原告の如く江筋を使用する權利を有し之が改築修理を爲し來りたるも同一に論ずべきものに非す又原告は單に江筋を補修したる事實のみに依り江筋の管理維持權を有すと主張するものに非ざることは原告の所論を精讀するときは自ら釋然たるべし、又被告は組合が「用水路を他人をして管理せしめ其任意に改築するが儘に放任するか如きことは事實上萬あり得べきことに非ざるなり」と論す(同上)然れども原告は江筋を何等の制限なく任意に改築修理する權利を有すと主張するものに非すして甲第二號證契約の約旨に反らざる限り任意適當なる改築修理を爲し得るものにして又之を爲し來りたりと主張するものなれば被告は此點に於ても亦原告の主張を誤解せるものと謂はざるべからず

第三、水量及給水安全の侵害、被告が其第二準備書面第三項に述ぶる所の原告主張もなく此お料理は先づ箱を茹でなければなりません一流の料理店では皮のまゝ根を切つて縦二つに割り砂糖を一つまみ入れて茹で、なます、かうじまますといふ工合に柔かくなります、もう一つの秘傳は最初ほど茹で上がる時間(三十分くらい)を計つておさまして途



家の庭欄

でもなく此お料理は先づ箱を茹でなければなりません一流の料理店では皮のまゝ根を切つて縦二つに割り砂糖を一つまみ入れて茹で、なます、かうじまますといふ工合に柔かくなります、もう一つの秘傳は最初ほど茹で上がる時間(三十分くらい)を計つておさまして途

平陽校の講演 既報平町才越小路平陽實科女學校に於ては本日午前九時より東洋家政女學校校長邊福雄氏の「釋迦の誕生について」と題する講演あり終つて川崎小鳥の「丸木舟」と題する童話があつた

## 七十歳の老爺が

### レールを枕に自殺 未遂

平町四丁目工榮商會小使石川鹿次(七〇)は本日午前二時頃中郡線のレールを枕にして汽車に轢かれ自殺を遂げんとせしも警邏中の井上巡査に發見救助された

勿來……

炭礦爆發す 八名が重傷

七日午後零時頃石城郡勿來大日本炭礦會社勿來坑内に充満せる瓦斯に引火爆發し

附近に居合せた支柱維夫役員など左記八名重傷を負つたので附近の者が坑外に救助を呼び求め坑内を密閉開放した爲め一時に至り漸く鎮火した

支柱板垣市助(四〇)同妻エイ(三〇)志賀友治(三〇)芳賀廣之(三〇)維夫井原政文(一〇)長谷川幸治(六〇)杉山倉吉(三〇)坑内係役員黒木百吉(一〇)

午後一時より縣社子鐵倉神社に於て團旗樹立式を舉行する

警中卒業生の進學成績 頗る率を高む

縣立磐城中等學校本年度高等學校其他專門學校の入學試験應募者既に發表された内合格者は

△水高 秋山將義、野田剛、川瀬博三、草野織平、須藤積彌、渡邊三郎

△商大 星貞三

其他他福島高商二名小樽高商横濱高商各一名宛合格して居るが警中の入學率は年々高率を示しつつあるが同

邊源作、(澤渡)佐藤隆丸(豊間)浦山喜太郎、遠藤安止、片寄甚太郎、(小名演)高木長年、吉田豊吉、宮澤静翁(高久)薬谷久太郎、本間忠太、鈴木喜一(平)片寄半三郎、林又五郎、瀧田正吾(玉川)橋本喜多壽、小泉清、小泉源作(大野)菅野又藏、飯野)鈴木方男、須藤肇、小野半五郎

警女高に於て庭球ネット 工事に着手

縣立磐城高等女學校に於ては過般來庭球ネットを造らんが爲め一口五十錢づつ寄附を募集してあつたが既に其額五百圓以上に達したためネットの設置工事に着手したと云ふ

青年團旗樹立 平町五丁目青年分團にて十一日

其の他福島高商二名小樽高商横濱高商各一名宛合格して居るが警中の入學率は年々高率を示しつつあるが同

明日午前十時より松ヶ岡公園にて執行される忠魂祭の劍道優勝旗試合に出場すべき郡内各町村の選手は左記の如くである

(好間)澁川勉、鬼澤福二郎、野田章(磐崎)木田丈内、箱崎寅次、佐藤公男(夏井)山名隆雄、木田武一、木田芳重(湯本)小松彌八、安孫子六之助、渡

明日午前十時より松ヶ岡公園にて執行される忠魂祭の劍道優勝旗試合に出場すべき郡内各町村の選手は左記の如くである